

海田町物品調達等条件付一般競争入札公告

海田町が発注する次の物品について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び海田町財務規則(昭和48年海田町規則第13号)第70条の規定に基づき公告する。

入札に関して必要な事項は、この入札公告に定めるもののほか海田町物品調達等条件付一般競争入札試行要領(令和4年海田町告示第91号)による。

令和4年9月26日

海田町長 西田 祐三

- 1 件 名 新庁舎スチール家具類・その他一式
- 2 仕 様 別紙仕様書のとおり
- 3 納入期間 令和5年7月4日(火)～令和5年8月31日(木)(この間において発注者の指定する期間)
- 4 納入場所 安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町新庁舎
- 5 入札参加資格要件(次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。)

(1) 令和3・4年度の海田町物品調達等入札参加資格の認定を受けていること。
ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格審査で認定された者はこの要件を満たしているものとして取り扱う。(6(5)参照のこと。)

(2) 主たる営業所が広島県内にあること。

6 入札までの日程等(※定めのある提出期間及び受付時間以外で提出された申請書等には一切応じないものとする。)

(1) 仕様書等閲覧	期 間	令和4年9月26日(月)～令和4年10月24日(月)午後5時まで
	入札参加を検討する者は、下記9(2)の発注担当課に「仕様書等資料配布申込書」を提出し、引き換えに仕様書等資料を受領すること。(仕様書等資料はCD-RにPDF形式で格納)	
(2) 調達想定製品以外での入札について	申請期限	令和4年10月7日(金)午後5時まで
	仕様書の調達想定製品以外の製品で入札参加を希望する場合は、次により事前に町の認定を受けること。町の認定を受けないものでの入札は無効とする。 ① 提出書類：同等品認定参考資料(任意様式)。適宜参考資料を添付のこと。 ② 提出場所：下記9(2)の発注担当課 ③ 提出方法：E-mailによること。(受領後は町から受領した旨を連絡する。)	
	回 答	令和4年10月21日(金)午後5時までに海田町ホームページで回答を掲載する。
(3) 質問書	提出期限	令和4年10月31日(月)午後5時まで
	① 提出書類：「質問書(任意様式)」により提出すること。 ② 提出場所：下記9(2)の発注担当課 ③ 提出方法：E-mailによること。(受領後は町から受領した旨を連絡する。)	
	回 答	令和4年11月7日(月)午後5時までに海田町ホームページで回答を掲載する。
(4) 入札保証金	免除する。	

(5) 入札参加申込書/入札参加資格認定審査	提出期限等	令和4年10月24日(月)午後5時まで
		入札の参加を希望する者は、上記期限までに入札参加申込書を提出すること。 ① 提出場所：下記 9(2)の発注担当課 ② 提出方法：郵送又は持参 (PDF 化した申込書を E-mail により提出することも可とする。) ただし、この公示の日において認定されていない者で入札の参加を希望する者は、入札参加申込書に入札参加資格確認申請書類一式を添付し、上記期限までに提出すること。 ① 提出書類：別紙「入札参加資格の確認申請提出書類について」参照 ② 提出場所：下記 9(1)の契約担当課 ③ 提出方法：郵送又は持参
(6) 出荷確約書	提出期限等	令和4年10月31日(月)午後5時まで
		提出場所：下記 9(2)の発注担当課 提出方法：E-mail によること。 応札する調達想定製品について、当該メーカーの確認（押印）を受けた出荷確約書（PDF ファイル）を提出すること。 なお、提出期限において同一調達想定製品について複数メーカーの製品を検討している場合は、メーカー毎に出荷確認書を提出すること。
(7) 入札及び開札	日 時 等	令和4年11月10日(木)午前10時 ※当日は進行状況によって多少時間が前後する可能性があるため、10分前には来庁すること。 ※入札後直ちに開札を行う。
		入札書には契約希望金額(消費税相当額及び地方消費税相当額含む。)に相当する金額の110分の100に相当する金額を記載すること。入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)をもって契約金額とする。 会場：海田町役場 3階会議室 ① 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。 ② 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の有効な入札がないときは、再度の入札を1回を限度として行う。

7 契約保証金
免除する。

8 入札の手続等について

(1) 入札書	入札書は本町所定の様式を使用し、入札金額等の必要事項が記載されていること。入札の権限を有している者（以下「入札権限者」という。）の記名押印があること。 押印は、使用印鑑として本町に届け出ている印鑑ですること。 代理人が入札を行うとき（入札権限者からの委任状が必要）は、入札権限者の記名、代理人の記名押印とすること。押印は、委任状の受任者欄に押印したものと同一とすること。
(2) 委任状	代理人に委任をして入札する場合は、入札開始までに委任状を提出すること。 委任状は、入札権限者の記名押印とすること。 押印は、使用印鑑として本町に届け出ている印鑑ですること。 受任者（代理人）の記名押印があること。入札書に同一印を押印すること。

(3) 入札金額	入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算しない金額を記載すること（消費税課税事業者であるか否かを問わない。）。
(4) 無効入札	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ① 入札に参加する資格のないものが入札したとき。 ② 委任状を持参しない代理人の入札 ③ 記名押印を欠く入札 ④ 金額を訂正した入札 ⑤ 入札者が2以上の入札をしたとき。 ⑥ 他人の入札を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。 ⑦ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。 ⑧ 必要な記載事項が記載されていない又はその内容が確認できないとき。 ⑨ その他入札に関する条件に違反したとき。
(5) 入札の辞退	入札を辞退する場合は、その旨を次により申し出ること。 ① 入札執行前にあっては、入札辞退届（任意様式）の提出（FAX可）等により入札辞退の意思表示をすること。 ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出すること。 なお、入札を辞退しても、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはないこと。
(6) 落札者の決定等	① 落札者は、予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。 ② ①の者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。 ③ 契約金額は入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算したものとする。 ※ 契約金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額
(7) 前金払	前金払は行わない。
(8) 契約の締結	落札者とは、落札決定の日から5日以内（土、日曜日及び祝日を除く。）に仮契約を締結し、海田町議会での議決をもって本契約とする。

9 申請手続き、問い合わせ等の担当窓口

(1) 契約及び入札手続等に関する担当窓口(契約担当課)	安芸郡海田町上市14番18号 海田町企画部財政課 TEL 082-823-9201 FAX 082-823-9203
(2) 調達物品に関する担当窓口(発注担当課)	安芸郡海田町上市14番18号 海田町企画部企画課新庁舎整備室 TEL 082-823-9239 FAX 082-823-9203